

「弁護士倫理規範」及び「弁護士の業務推進規範」 改正要点解説

旧「弁護士法」が改正され、2019年12月13日に可決し、2020年1月15日に公布、施行された。これに合わせ、今回、全国弁護士連合会は、改正後「弁護士法」（本文以降、特に付記しないときは改正後の法を指す）第68条第2項による、「全国弁護士連合会は、弁護士倫理規範を定め、会員総会で可決の後、法務部に届け出なければならない。」を依拠とし「弁護士倫理規範（弁護士職務基本規程）」を改正した。また、「弁護士法」第40条及び「弁護士倫理規範」第12条第2項では「弁護士が業務推進にあたって制限される関連規範は、全国弁護士連合会の理事・監事合同会議で定め、会員総会で可決されなければならない」と規定され、これを受けた同連合会は、弁護士のビジネスモデル多様化の推進にあたり「弁護士の業務推進規範」においても改正を進めた。

今回の「弁護士倫理規範」及び「弁護士の業務推進規範」の改正条文は、2022年8月1日から施行となり、その改正の要点について以下の通り説明する。

一、報酬金禁止の規制緩和

旧「弁護士倫理規範」では、「弁護士は、家事・刑事事件又は少年事件について結果により報酬金を約定することはできない。」とする規定があった（第35条第2項）。その理由から、家事・刑事事件、及び少年事件は公益性の強さが考慮されており、また報酬金の算定が基本的に裁判の結果に基づいて行われることが多いことも理由として、弁護士のモラルに反し公益を害するリスクを回避するために、比較的厳格に規定されたことが伺われる。しかし、家事事件の種類は多種多様であり、その中でも多くが財産権をめぐる紛争に偏っていることから、本条に規定されるいわゆる「家事事件」が、家事事件法により規定する「家事事件」すべてに含まれる必要があるか否かについては、過去にも物議を醸しだしていた。そこで、今回の改正では、条項の序列の変更に加え、公益性の低い一部の「家事事件」について、「ただし、次に掲げる家事事件について、家事事件の総合処理原則に違反せず、かつ基本の身元関係が確定した場合は、この限りでない。1.家事事件法第3条第3項第3号の丙類財産権事件。2.家事事件法第3条第3項第6号の丙類財産権事件。」とする例外規定を追加した（改正後「弁護士倫理規範」第39条第2項ただし書）。これによって、弁護士は今後、一般民事案件のほか、将来的に、身元関係がすでに確定しかつ家事事件の総合処理原則

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

に違反しない限り、夫婦財産関係から生じる財産請求事件（家事事件法第3条第3項第3号）、又は相続関係から生じる財産請求事件（家事事件法第3条第3項第4号）についても、委任者と報酬金を取り決めることができるようになる。

二、紹介料禁止の制限緩和

旧「弁護士倫理規範」では、「弁護士は、次に掲げる方式で業務を推進してはならない。2.紹介者に報酬を支払うこと。」とする規定があった（第12条第2号）。この目的は、依頼者が適切で専門的なリーガルサービスを受けられることを願い、紹介者が報酬を受け取ることができるという理由で依頼者に不適合な法律事務所や弁護士を紹介することがないようにするためであった。今回の改正は、アメリカにおける「原則禁止と例外許可」の手法を参考に、台湾の弁護士業界の現状を踏まえつつ、原則禁止の基本規定を維持した上で、例外規定として「ただし、法令又は全国弁護士連合会が別段に規定した場合は、この限りでない」とするただし書を追加したものである。そして、このただし書にいう「全国弁護士連合会が別段に規定した場合」には、まさに今回同じく改正された「弁護士の業務推進規範」が含まれている。

この「弁護士の業務推進規範」の改正条文によれば、「ただし、本会が許可した弁護士プラットフォームサービスは、この限りでない。」と規定されている（第7条ただし書）。これは、テクノロジーの急速な発展と弁護士業務の形態の変化に伴い、過去に話題騒然となった弁護士マッチングプラットフォームも、将来的には全国弁護士連合会の許可と監督のもとにおいて、存在・運営される余地があると考えられたのかもしれない。また、法律に関わる専門分野が複雑多岐であることを鑑み、専門的なサービスをクライアントに提供するために、リーガルチームを結成する傾向が、昨今の時代の流れとなっている。これにより担当弁護士が専門分野に関わると判断した場合、その分野に精通した弁護士をクライアントに推薦することは、合理的でありかつクライアントにとっても有利であるといえよう。今回の「弁護士の業務推進規範」では、弁護士がこういった理由により紹介料を受け取ることには制限の必要はないと認識し、そこで旧条文第1項後段における「（弁護士は、）他人への案件紹介のみにより、費用を受け取ってはならない」という文言を削除している。

三、「業務推進」の定義明確化

従来の「弁護士の業務推進規範」では、その文中において「業務推進」や「広告」、「勧誘」などの文言が用いられていたものの、これらの用語について明確な定義がなかった。今回の改正条文（第2条）では、「弁護士の業務推進とは、他人が弁護士又はかかる事務所の依頼人となるために行った行為を指す。特定の者に対する業務推進は、勧誘という。不特定の者に対する業務推進は、広告という。」との明確な説明が

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

ある。留意する点としては、弁護士法第40条による「弁護士は、訴訟を扇動したり、誇大、不実、不当な方法で業務を推進してはならない。」とする規定が既に明示的に定められていることに鑑み、今回の「弁護士の業務推進規範」では旧第6条「弁護士は、自ら又は他人を利用して、認識のない不特定のものに対し、直接電話をかけ又は訪問して業務に勧誘してはならない。」の文言を削除したということである。今回の改正は、「勧誘」という業務について特別な制限を加えるのではなく、むしろ「業務推進」全体に対する規制を加えることによって、訴訟への扇動や、又は誇大、不実、不当な方式による業務推進を防止していると言えよう。

業務推進にあたり、今回言及された特に注目すべきいくつかの改正について、次の通り簡単に説明する。

- 1) 事務所又は弁護士の公式サイトを除き、広告時は、顕著な場所に広告である旨を表記するものとし、広告受信者の閲覧選択に対する判断速度に役立て、公告による干渉の可能性を低めるものとする(弁護士の業務促進規範第2条第3項)。
- 2) 従来、弁護士が広告を行うときは、広告内容のコピーを弁護士会に届け出る必要があったが、その実際の効果はあまり芳しくなかった。このような状況を改善するためにも、今回の改正においては、広告を行う弁護士に対し、広告の完全なコピー、広告日時、場所などの関連記録を、広告の終了時から3年間保存しなければならないと要求している(弁護士の業務促進規範第2条第3項)。
- 3) 弁護士の業務推進は、原則として、そのクライアントの身元、進行中の事件又は過去に関与した事件を表示してはならないとしているが、当該事件が世間一般に広く知られ、特定の依頼人がなく、かつ依頼人の利益を損なうおそれがない場合、又は当該クライアントの「事前」の「書面」による同意を得た場合は、例外として当該事件を業務推進に使用することができる。ただし、当該「事前」の「書面」同意に対しては、如何なる報酬又は対価も支払ってはならないことに留意する必要がある(弁護士の業務促進規範第5条第3項)。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。